

江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画

みんなで支え、みんなで育む
「しあわせ」なまち 江南

ごあいさつ

近年、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の暮らしにおける支え合いの基盤が弱まってきています。また、市民ニーズの多様化による公的な福祉サービスの限界、制度の谷間にいる人の問題など、従来の対応方法ではカバーしきれない福祉課題が増加しています。これは、本市においても例外ではありません。



このような問題に対応していくためには、行政や、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会、地域の団体・事業者や市民の皆さまが相互に協力し合っていくことが求められます。そこで、福祉分野の各施策、取り組みを総合的に考え、不足するサービス、隙間を埋めるサービスを地域の力によって実現していくための計画として、地域福祉計画を策定することとしました。そして、より実行性を高めるため、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することといたしました。

計画策定の過程におきまして、アンケートによる「市民意向調査」や江南市では初の取組となる「地域福祉懇談会」を開催し、多くの方に地域福祉について理解を深めていただくとともに、地域の課題について話し合っていました。

本計画の推進にあたり、市民の皆さまや地域の団体、事業者の皆さまとの協働により、住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいりますので、皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査及び地域福祉懇談会にご協力いただきました市民の皆さまを始め、貴重なご意見やご提案をいただきました江南市地域福祉計画策定委員会委員の皆さま並びに関係者の皆さまに心より感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

江南市長 澤田和延

ごあいさつ

昨今の地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯や単身世帯の増加などにより、価値観や生活様式が多様化しています。また、社会的つながりの希薄化が進行し、家庭や地域での支え合いの機能が低下するなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。江南市社会福祉協議会におきましては、市民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざし、地域課題の解決に向けてさまざまな事業・活動に取り組んできました。



このような状況の中、市民一人ひとりが、地域で役割を持ちながら、相互に支え、安心して暮らせるまちづくりをめざして、江南市社会福祉協議会では、江南市が策定する「地域福祉計画」と一体となって、地域福祉活動の具体的方向性を示す「地域福祉活動計画」を平成 28、29 年度の 2 年間をかけて策定しました。

この計画の策定にあたっては、市民主体による地域福祉活動推進の必要性について理解を深めていただく機会として、市民意向調査、地域福祉懇談会を開催し、市民の皆さまからの生の声を直接伺うことができました。

この計画は、平成 30 年度からの 6 年間の地域福祉推進の基本的な方向性を示したもので、私たち社会福祉協議会としての活動の指針となるものです。

基本理念であります『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』に向けて、市民の皆さまや関係機関・団体の皆さまと協働し、地域、市民が一体となった地域に根ざした地域福祉活動を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご指導ご助言をいただきました地域福祉計画策定委員会の柏原会長を始め、策定委員の皆さま、貴重なご意見ご提言をいただきました関係者及び市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 江南市社会福祉協議会

会長 石川 勇 男

目次

第 1 章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の前提となる考え方	2
(1) 地域福祉とは	2
(2) 地域福祉を進めるうえでの江南市の地域の範囲	3
(3) 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割	4
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
第 2 章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 計画策定の前提となる考え方	8
(1) 人口・世帯の状況	8
(2) 高齢者の状況	10
(3) 障害のある人等の状況	13
(4) 子ども・子育て世帯の状況	16
(5) 外国籍市民の状況	17
(6) 生活保護世帯の状況	17
(7) 虐待、DVの状況	18
(8) 地区の状況	19
2 アンケート等からみる市民や活動主体者の意識	22
(1) アンケート調査結果概要	22
(2) NPO・ボランティア団体へのヒアリング調査結果概要	26
3 地域福祉懇談会からみる江南市の現状	29
(1) 地域福祉懇談会の概要	29
(2) 主な意見	29
4 地域福祉を取り巻く主要課題	31
第 3 章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標と重点プロジェクト	35
(1) 計画の基本目標	35
(2) 計画の重点プロジェクト	36
3 施策体系	37

第4章 重点プロジェクト

「第4章 重点プロジェクト」の見方	40
重点プロジェクト1 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！	42
重点プロジェクト2 地域福祉を進める「活動主体者」になろう！	43
重点プロジェクト3 地域がつながり、活動を充実させよう！	44

第5章 施策の展開

「第5章 施策の展開」の見方	46
基本目標1 福祉の「心」をはぐくむ	47
施策の方向性1 地域福祉についての意識の醸成	47
施策の方向性2 地域関係を深めるきっかけづくり	51
施策の方向性3 市民が活動・交流できる場の提供	53
基本目標2 地域福祉を進める「人」をつくる	56
施策の方向性1 活動の担い手の育成	56
施策の方向性2 福祉を進める活動主体者への支援	60
基本目標3 地域福祉推進の「しくみ」をつくる	64
施策の方向性1 必要な人に必要な支援を届けるための体制の充実	64
施策の方向性2 多様な主体の参画促進	68
施策の方向性3 小地域福祉活動の推進	70
基本目標4 安心・安全な暮らしの「環境」をつくる	73
施策の方向性1 自立を促す支援の推進	73
施策の方向性2 共に生きるまちづくりの推進	75
施策の方向性3 権利擁護対策の推進	81
施策の方向性4 防災・防犯対策の推進	84

第6章 各地区の方向性

「第6章 各地区の方向性」の見方	90
古知野 中学校区	91
布袋 中学校区	95
宮田 中学校区	98
北部 中学校区	102
西部 中学校区	106

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	110
(1) 連携・協働による計画の推進	110
(2) 地域力の強化	110
2 計画の進行管理	111

資料編

1	計画の策定経過	114
2	策定委員会等設置要綱・委員名簿	115
	(1) 江南市地域福祉計画策定委員会設置要綱	115
	(2) 江南市地域福祉計画策定会議設置要綱	116
	(3) 江南市地域福祉活動計画策定部会設置要綱	118
	(4) 江南市地域福祉計画策定委員会委員名簿	119
3	用語解説	120



第	1	章			
計	画	の	策	定	に
あ	た	っ	て		



1 計画策定の前提となる考え方

(1) 地域福祉とは

①「地域福祉」とは何か

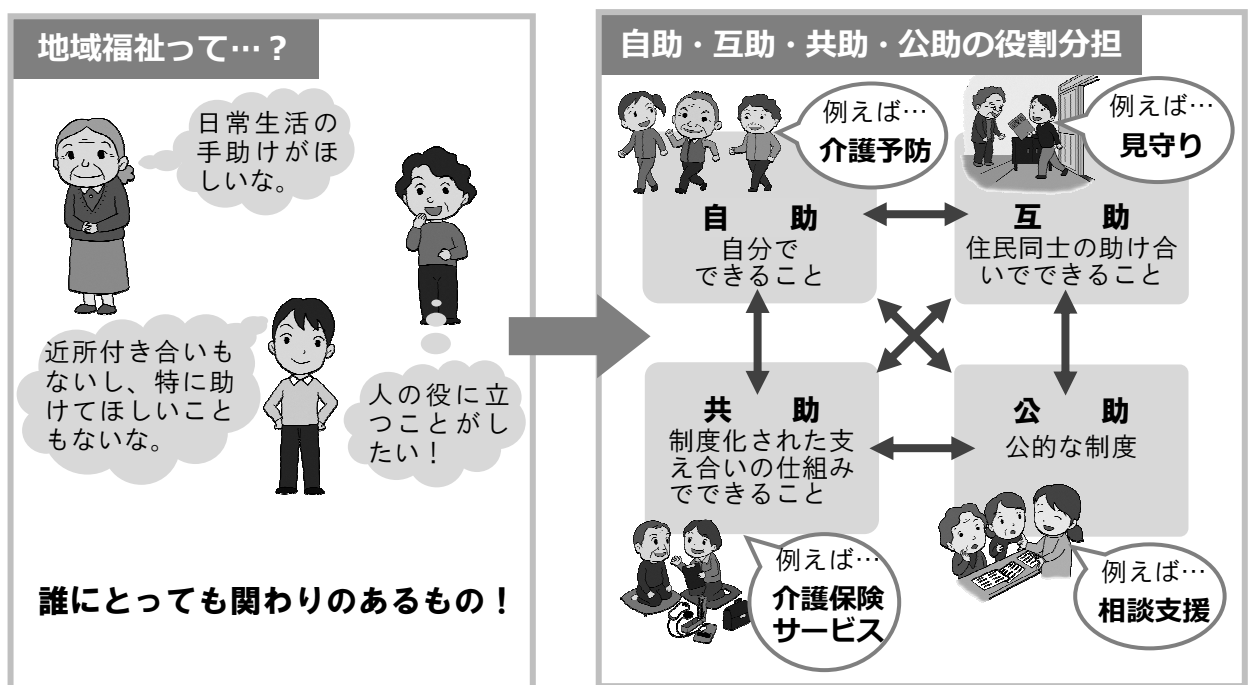
「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域のなかの困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

②地域福祉を進めるうえで大切な「自助」「互助」「共助」「公助」

様々な人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごととも多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所のちょっとした気づきや手助けで解決できることもあります。そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること（共助）、公的な制度（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。



(2) 地域福祉を進めるうえでの江南市の地域の範囲

①重層的な地域範囲

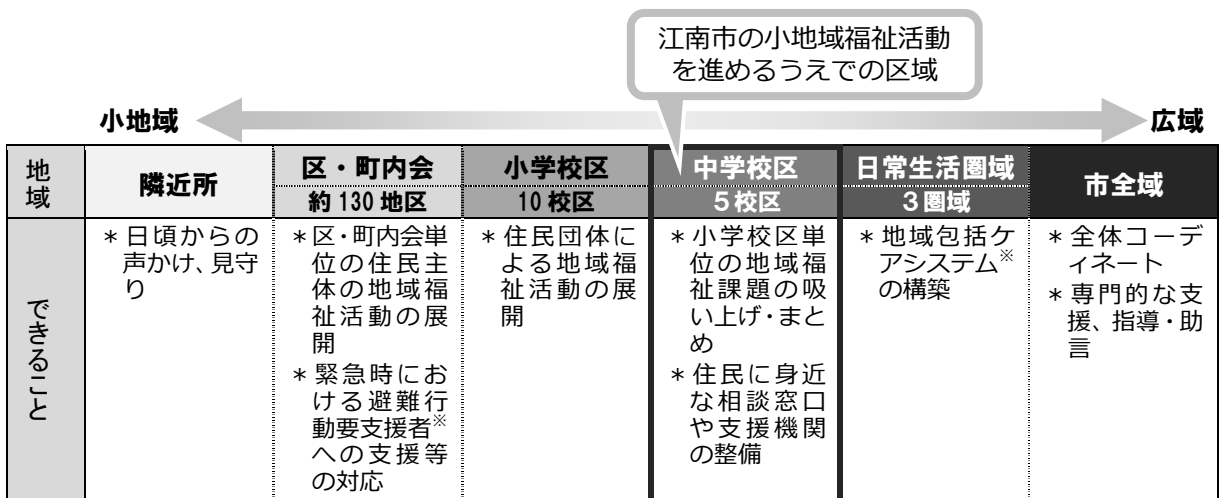
本市には小学校区や中学校区、高齢者福祉における「日常生活圏域」など、様々な地域の範囲があり、地域の範囲によってできることは異なります。例えば高齢者世帯の見守り・声かけを行おうとするときには、隣近所といったより身近な範囲での活動が効果的となります。一方で、複雑な事例など専門的・組織的な対応が必要な場合は、中学校区や市全域といった比較的大きな規模で取り組む方が効果的です。このように、地域を重層的にとらえ、最も効果を発揮する範囲で取り組みを行っていくことが重要です。

②小地域福祉活動[※]を進めるうえでの区域設定

本市では様々な地域範囲で多様な活動が進められていますが、地域福祉の取り組みを計画的・戦略的に進めていくためには、ある程度組織的なまとまりをもつ「小地域福祉活動」の区域を定めていく必要があります。

本市においては、人口や地域資源の状況、住民実感的な地域範囲等を総合的に勘案し、「中学校区」を小地域福祉活動の区域として設定することとします。それに伴い、本計画において中学校区ごとの今後の地域福祉の方向性を取りまとめ、「第6章 各地区の方向性」に示しています。

ただし、この区域設定は全市一律的な展開を図るものではなく、区・町内会や小学校区ごとの活動、子ども会、老人クラブなどそれぞれの範囲で行われている既存の住民活動を尊重しながら、それら個別の活動から出てきた課題を吸い上げ、意見をまとめ、今後の方向性を決定していくための範囲として考えるものとします。



※ 小地域福祉活動

生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。

※ 避難行動要支援者

障害のある人や高齢者、乳幼児等、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

※ 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。

(3) 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。そのなかで、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくことがめざされており、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画」の重要性が強調されています。

「地域福祉計画」は、高齢者や障害者など個別の福祉計画の上位計画として位置づけられているものですが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、それらを有機的につなげ、また個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。特に地域共生社会の実現のために地域住民の参画と協働[※]が必要となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく『我が事』してとらえ、地域のなかでできることからはじめてみるきっかけづくりの役割も、「地域福祉計画」は担っているといえます。

※ 協働

住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

2 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障害のある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、「福祉」の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

市では、これまでに、介護・子育て・障害等の個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、社会福祉協議会[※]では「江南市地域福祉活動計画」の策定により、地域福祉実践のための計画的な施策の展開を進めてきました。

今後は国で示す「地域共生社会」の理念等を踏まえ、これまでの縦割りのサービスを超え、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野横断的な取り組みを進めていく必要があります。そのうえで、地域福祉推進の基盤となる市と、地域福祉推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら取り組みを進めていくことが重要となります。そこで、本計画では、市の策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、江南市における地域共生社会実現に向けた取り組みを推進します。

3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

また、本市の最上位計画である「江南市総合計画」の方向性に基づき策定するとともに、「江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「江南市障害者計画」「江南市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心に、地域住民及び保健・福祉等の関係団体が主体的に地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画においては、地域福祉の推進を全市的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。また、本計画の一部は、「成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけるものとします。

[※] 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

4

計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。計画の最終年度である平成 35 年度には、本計画の評価・見直しを行い、次期計画に反映させます。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
江南市総合計画	第 6 次										
江南市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	本計画						...				
江南市 介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第 7 期			...							
江南市障害者計画	第 3 次									...	
江南市障害福祉計 画・障害児福祉計画	第 5 期・第 1 期			...							
江南市子ども・子育て 支援事業計画	第 1 次 H27~		...								
健康日本 21 こうなん計画	第 2 次 H25~					...					

※江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画には、成年後見制度利用促進基本計画も含まれます。



第	2	章				
江	南	市	の			
地	域	福	祉	を		
取	り	巻	く			
現	状	と	課	題		



1

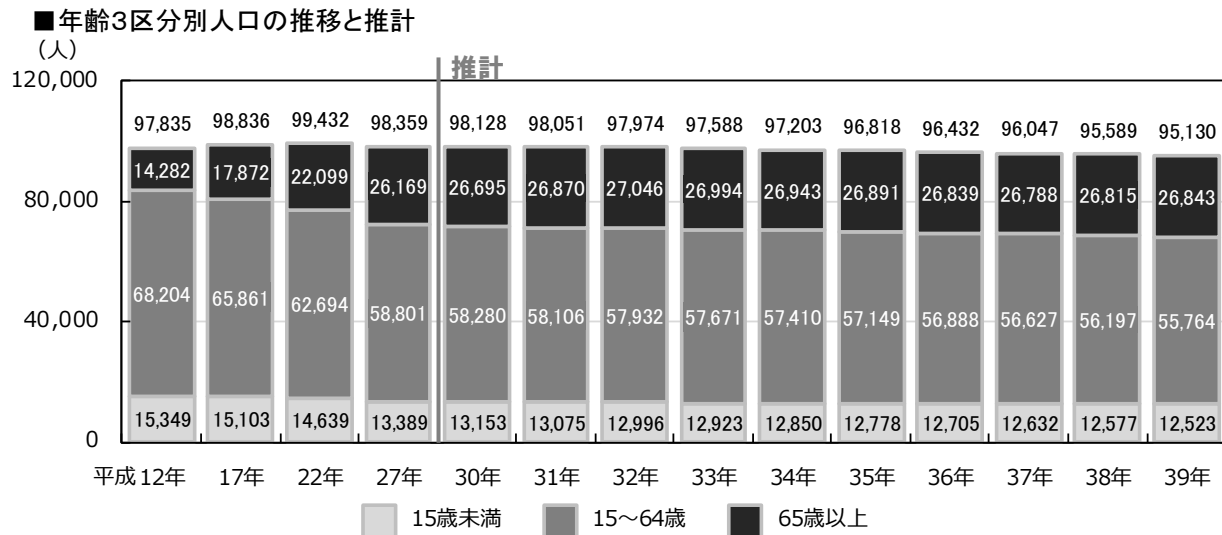
計画策定の前提となる考え方

(1) 人口・世帯の状況

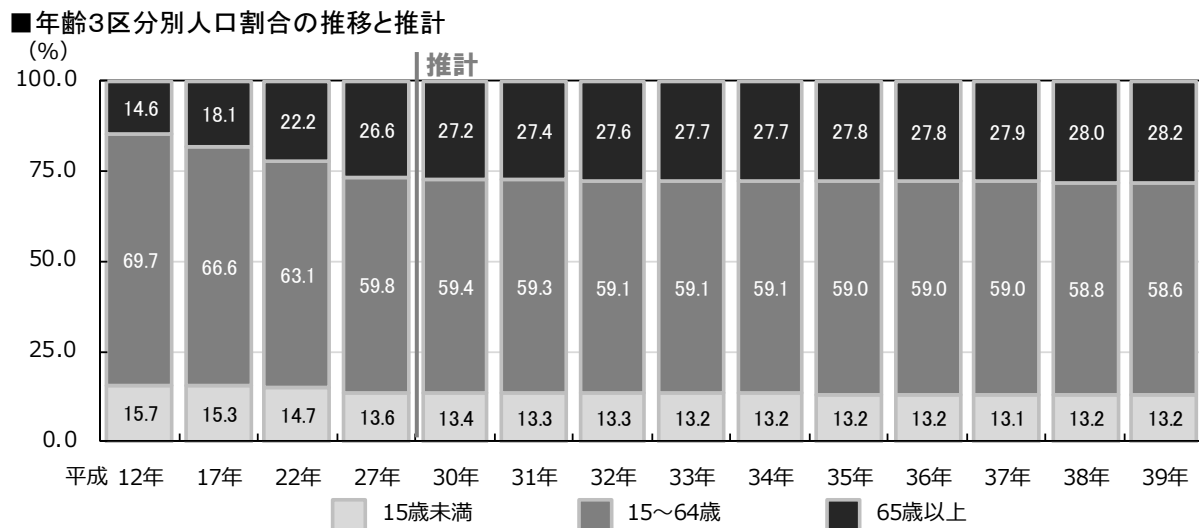
①年齢3区分別人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、平成30年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少を続けていくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。



資料：平成12年～平成27年…国勢調査
平成30年以降…第6次江南市総合計画



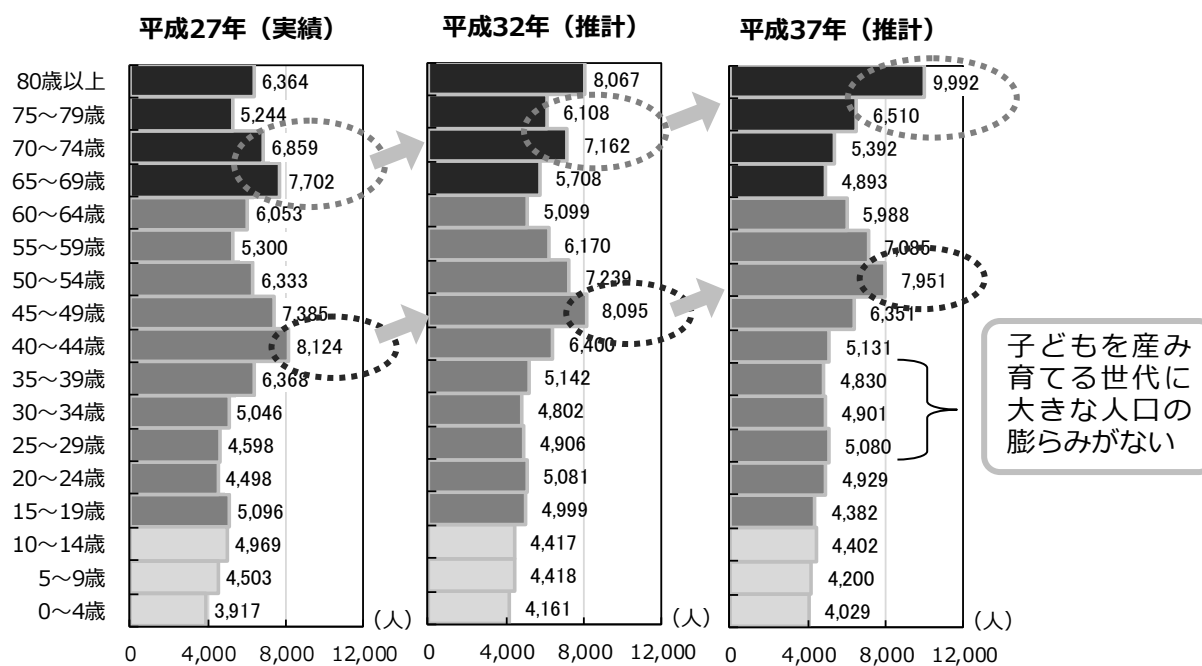
資料：平成12年～平成27年…国勢調査
平成30年以降…第6次江南市総合計画

②人口構成の状況

本市の人口構成は、平成27年時点では40歳代前半の働き盛り・子育て世代、65～74歳の前期高齢者が多くなっています。前期高齢者は今後10年間で後期高齢者に移行し、80歳以上の人が人口の多くを占めることが予想されています。

平成37年の推計では40歳未満の若い世代に大きな膨らみがなく、少子化や人口減少が進行していくことが懸念されます。

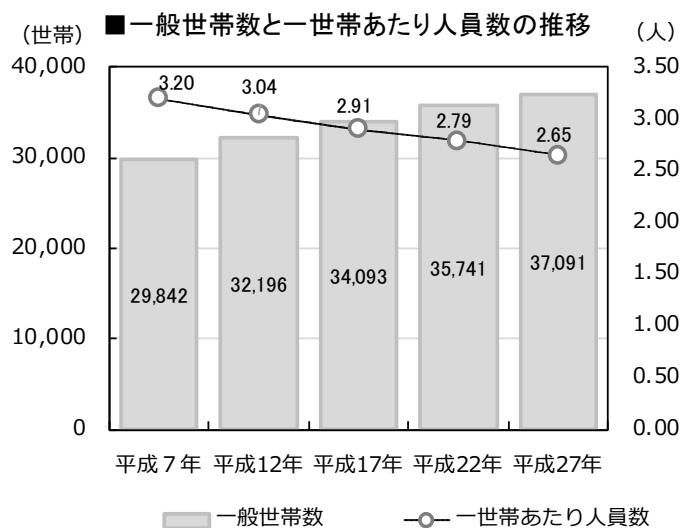
■人口構成の変化(推計)



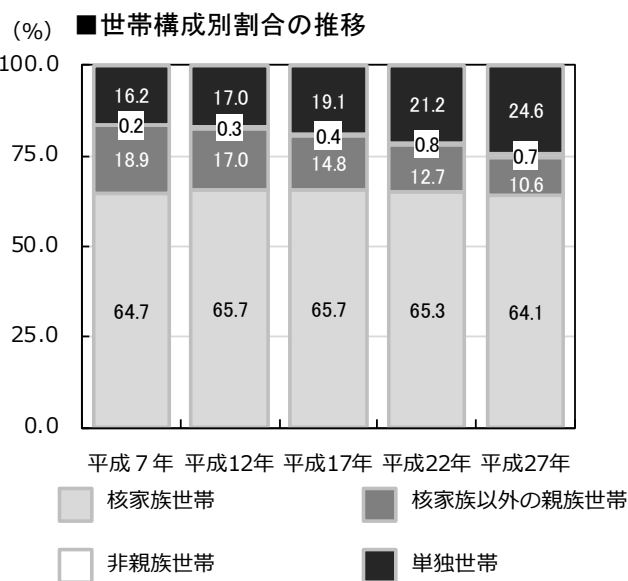
③世帯数・世帯構成の状況

本市の一般世帯数は増加を続けていますが、その一方で一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯構成別割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きくなっており、また単独世帯の割合が増加していることから、世帯規模が縮小化していることがうかがえます。



資料：国勢調査



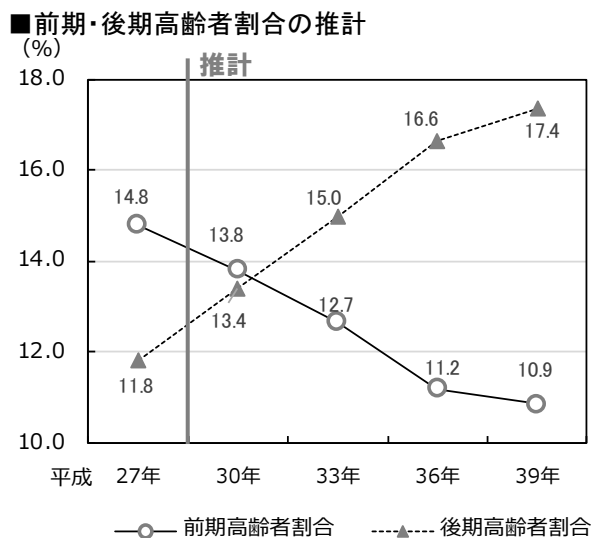
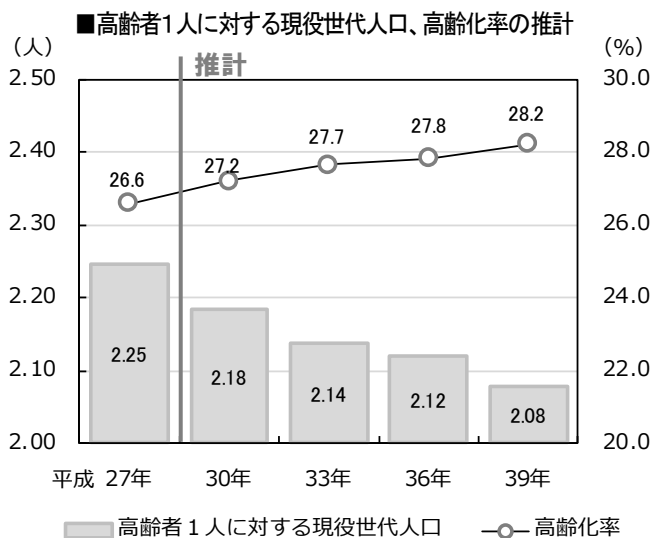
資料：国勢調査

(2) 高齢者の状況

①高齢化率の状況

本市の少子高齢化・人口減少に伴い、高齢者1人に対する現役世代人口の数も減少し、いわゆる支援の担い手が減少していくことが予想されています。

また、65歳から74歳の前期高齢者及び75歳以上の後期高齢者割合は平成30年より後に逆転し、その後も後期高齢者割合は増加傾向で推移していくことが見込まれています。

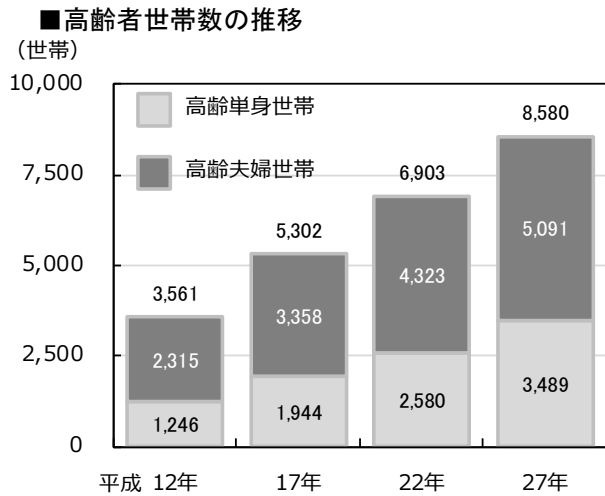


資料：平成27年…国勢調査、平成30年～39年：第6次江南市総合計画

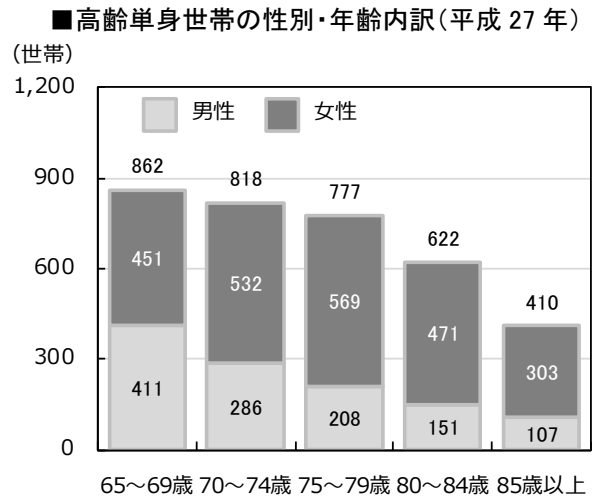
②高齢者世帯数の状況

本市の高齢者世帯数は、高齢化の進行に伴い平成12年から平成27年にかけて約2.4倍に増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が大きくなっています。

高齢単身世帯の内訳をみると、80歳以降の世帯が約3割を占めており、その約7割を女性が占めています。



資料：国勢調査

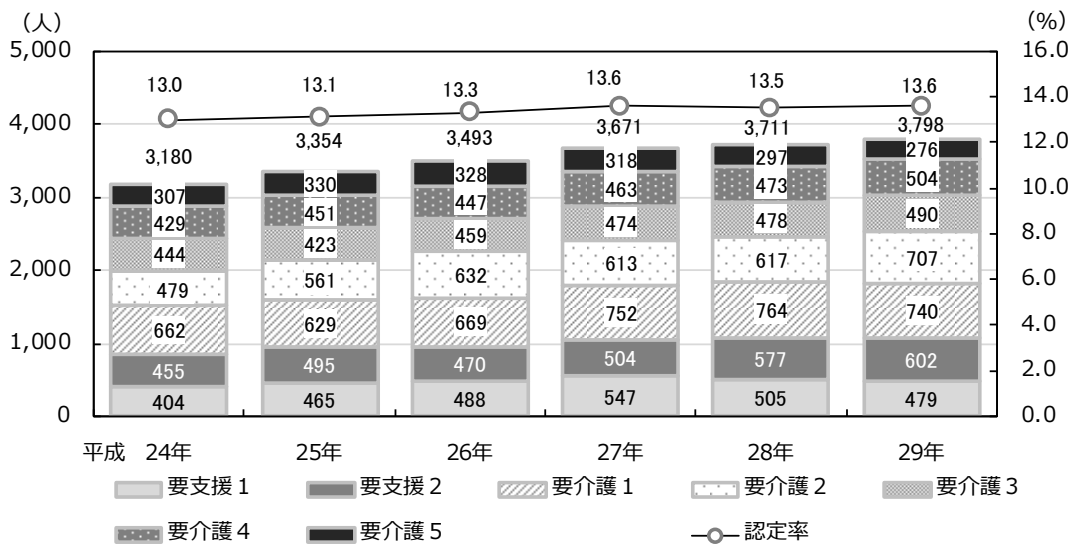


資料：国勢調査

③要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は増加しています。認定率（要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合のこと）は平成23年から平成27年まで増加で推移しています。

■要支援・要介護認定者数、認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年9月末現在）

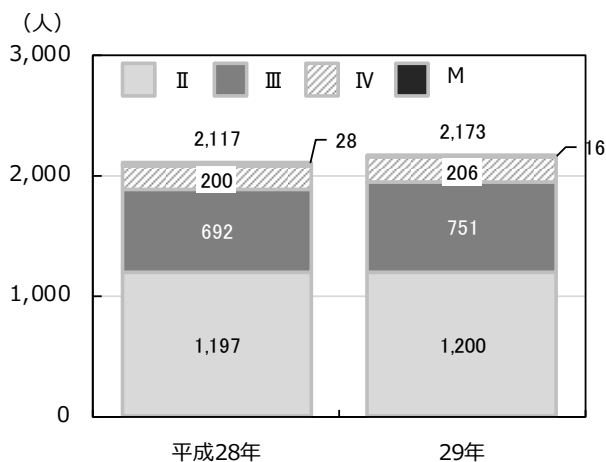
④認知症※高齢者の状況

本市の認知症高齢者は平成28年から平成29年にかけて増加しています。

認知症高齢者の状況

認定調査員が訪問調査をした人のうち、以下の判定に基づき、日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人を「認知症高齢者」としています。

■認知症高齢者数の推移



資料：高齢者生きがい課（各年3月末現在）

■判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※ 認知症

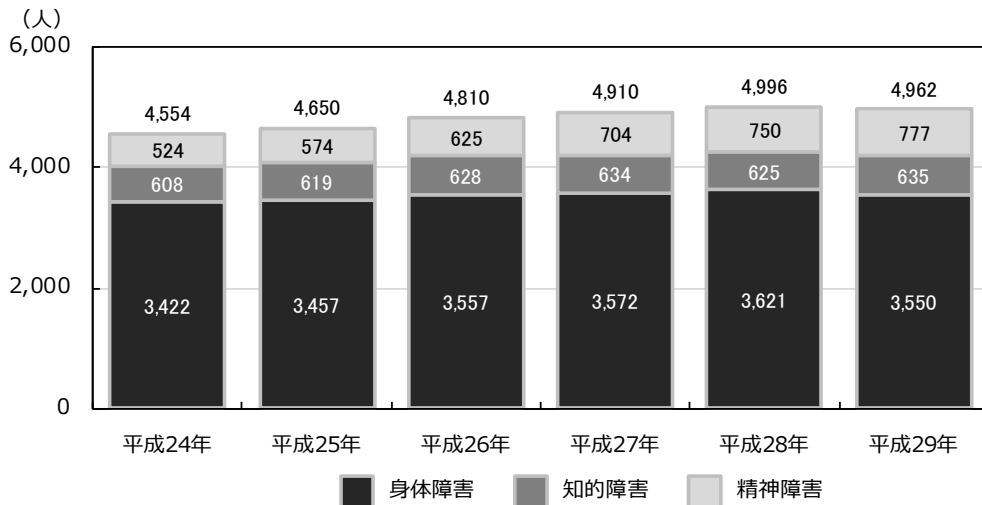
いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

(3) 障害のある人等の状況

①障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移



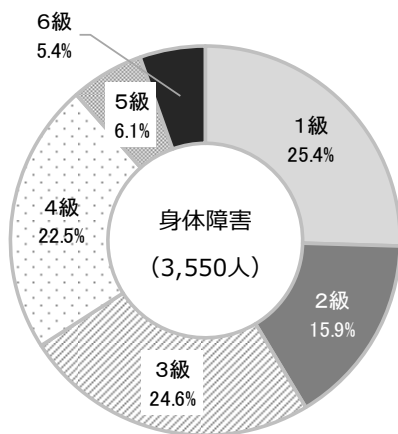
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

②各手帳所持者の状況

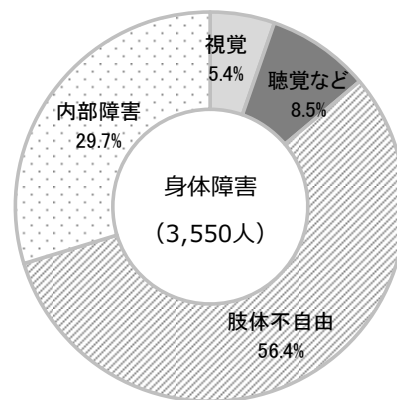
身体障害の内訳をみると、等級別割合では「1級」が最も多くなっています。また、障害種別の割合では、「肢体不自由」が半数、「内部障害」が約3割で大多数を占めています。

■身体障害 等級別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

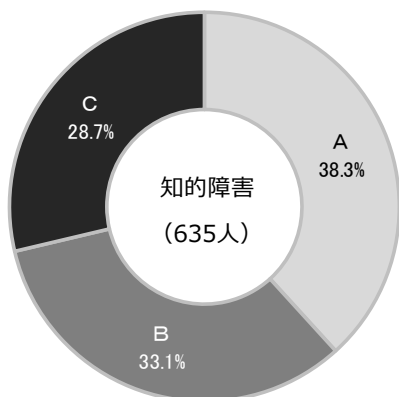
■身体障害 障害種別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

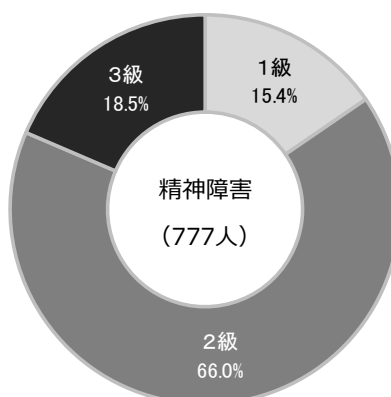
知的障害の内訳をみると、「A」が最も多くなっています。
精神障害の内訳をみると、「2級」が半数以上を占めています。

■知的障害 判定別割合(平成 29 年)



資料：福祉課（4月1日現在）

■精神障害 等級別割合(平成 29 年)



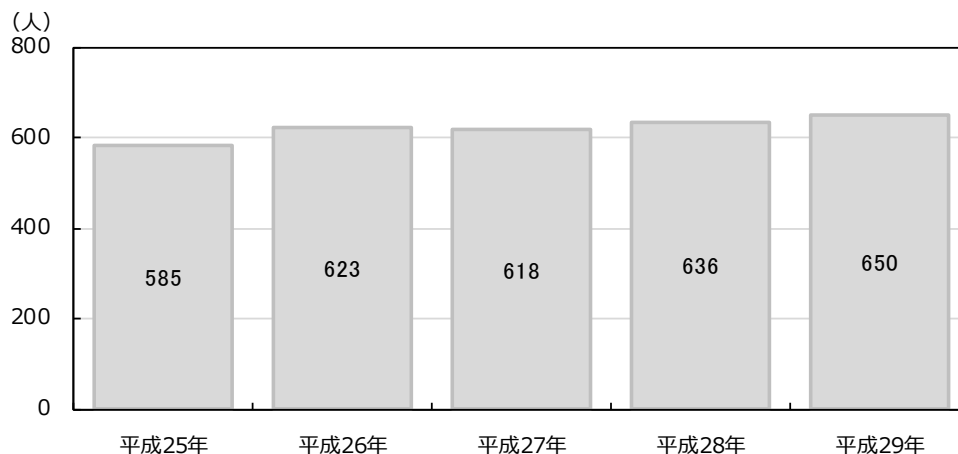
資料：福祉課（4月1日現在）

③難病患者の状況

障害者総合支援法[※]の施行により障害者の範囲に難病患者が加えられています。

本市の難病患者数（指定難病特定医療費公費負担分）の推移をみると、平成 25 年から平成 29 年にかけて増加傾向となっています。

■難病患者数の推移



資料：江南保健所（各年 3 月 31 日現在）

※ 障害者総合支援法

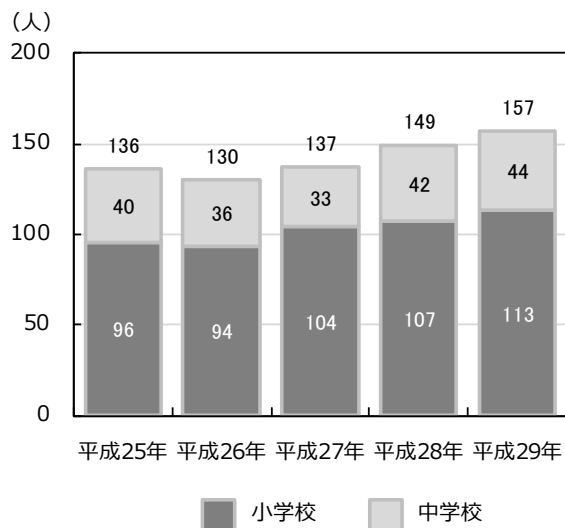
正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年 4 月 1 日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

④特別な支援が必要な子どもの状況

本市の特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあり、特に小学校児童数が増加しています。

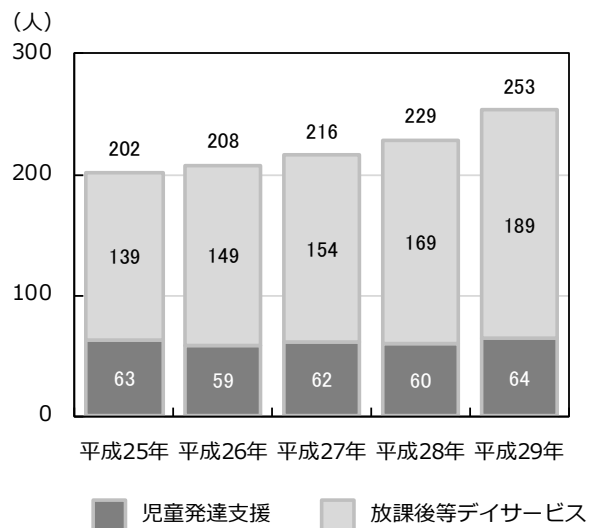
障害児通所支援サービス利用者数も増加しており、特別な支援が必要な子どもが増加していることがうかがえます。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料：教育課（各年5月1日現在）

■障害児通所支援サービス利用者数の推移



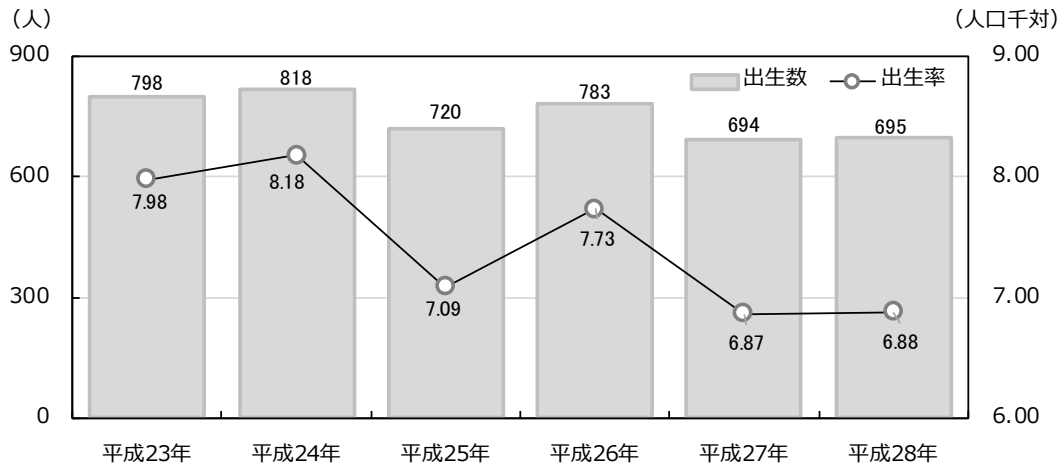
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 子ども・子育て世帯の状況

①出生の状況

本市の出生数は増減を繰り返していますが、平成23年と平成27年を比べると減少しています。出生率（人口1,000人あたりの出生数）もあわせて減少傾向となっています。

■出生数・出生率の推移



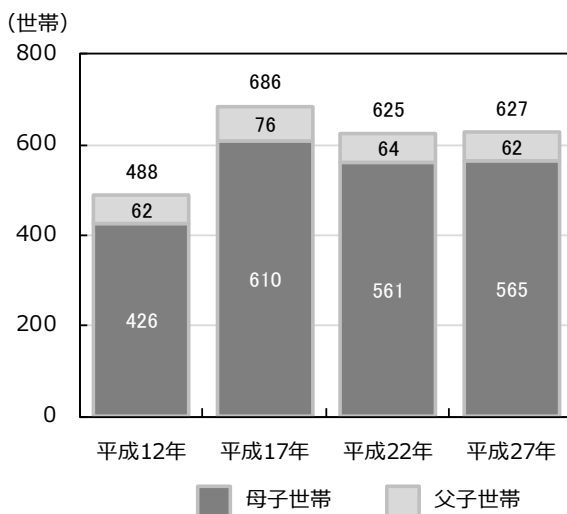
資料：出生数…人口動態調査、出生率の算出に用いた人口…市民サービス課（各年4月1日現在）

②ひとり親世帯等の状況

本市の母子・父子世帯（未婚、死別または離別の父または母と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）数は平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成27年には627世帯となっています。

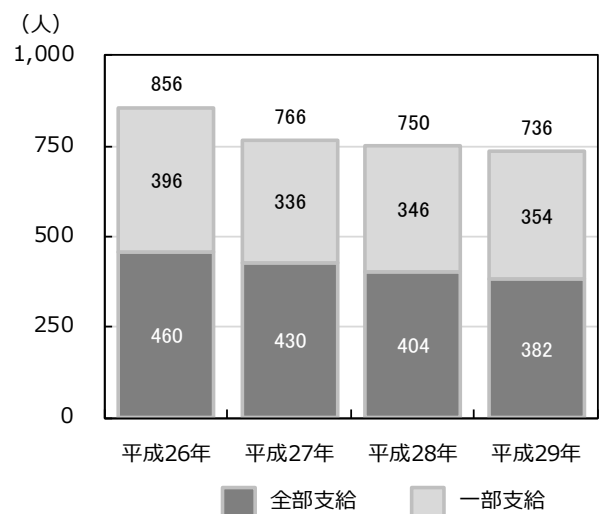
児童扶養手当（ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のために手当を支給する制度）受給者数は平成26年から平成27年にかけて減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成29年には736人となっています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■児童扶養手当受給者数の推移

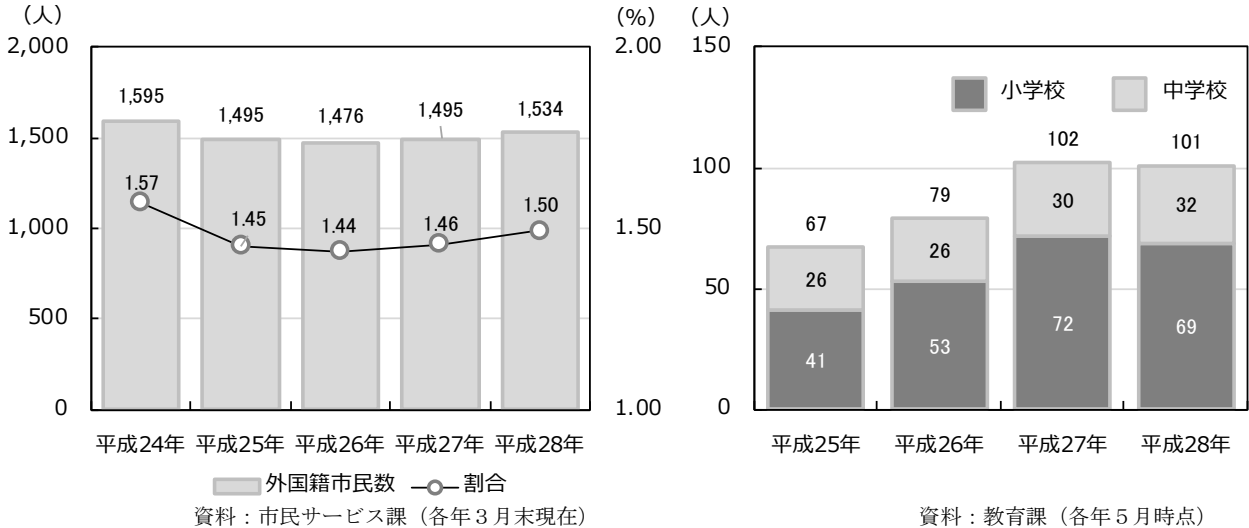


資料：子育て支援課（各年3月末現在）

(5) 外国籍市民の状況

本市の総人口に占める外国籍市民の割合は横ばいで推移しています。少子化により児童・生徒数が減少しているなかで、外国人児童・生徒数は増加しています。

■外国籍市民数・総人口に占める外国籍市民の割合の推移 ■外国人児童・生徒数の推移

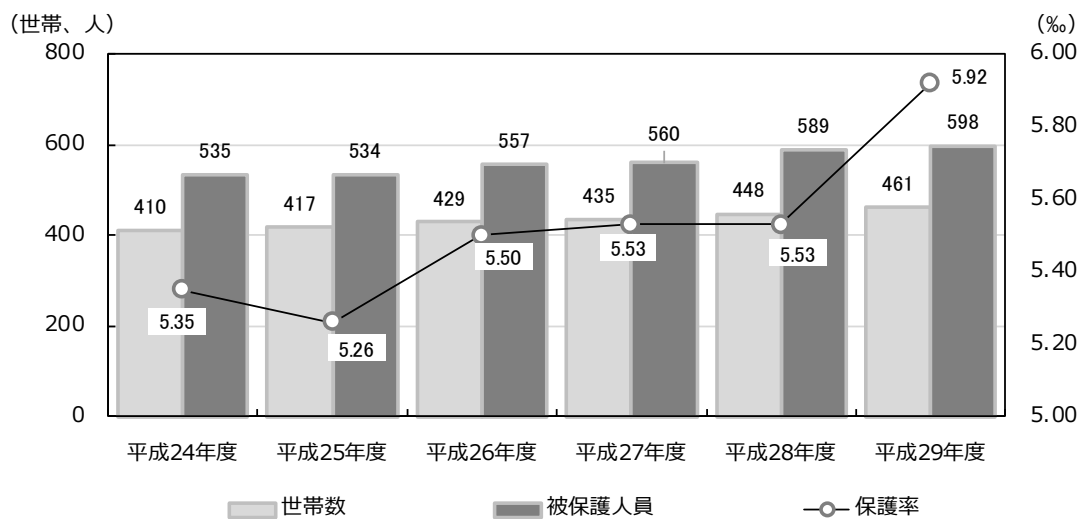


(6) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数・被保護人員は増加しています。

保護率（総人口1,000人あたりの被保護人員の割合）もあわせて増加し、平成29年度には5.92‰（1000分の1を表す単位）となっています。

■生活保護世帯数等の推移

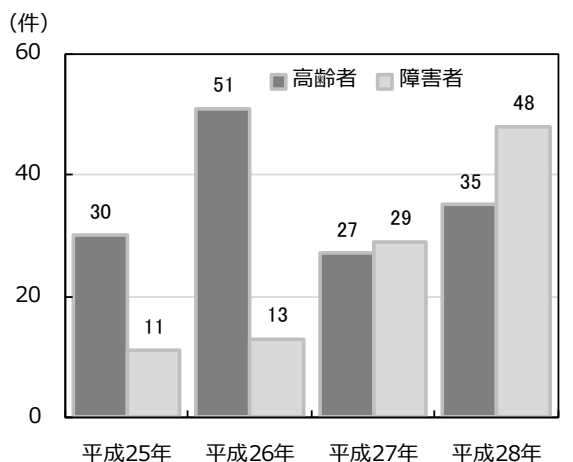


(7) 虐待、DV※の状況

本市の高齢者、障害者虐待相談件数、DV相談件数はいずれも年によって大きく違いがあります。

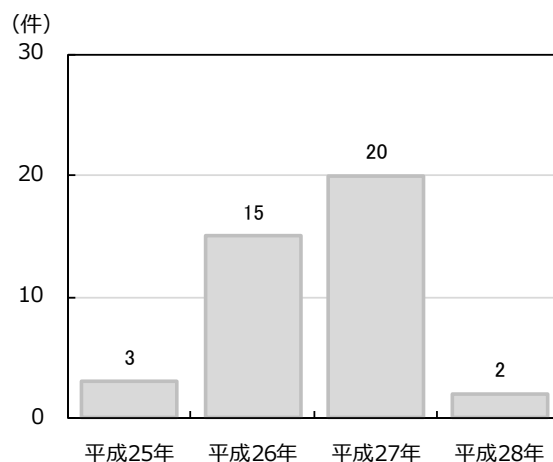
児童虐待認定件数は、平成27年から平成28年にかけて減少していますが、平成27年までは増加で推移しています。

■高齢者、障害者虐待相談件数の推移



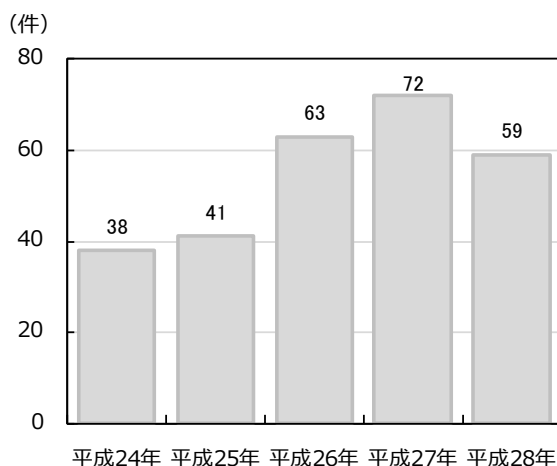
資料：高齢者生きがい課、福祉課（各年3月末現在）

■DV相談件数の推移



資料：福祉課（各年3月末現在）

■児童虐待認定件数の推移



資料：一宮児童相談センター（各年3月末現在）

※ DV(ドメスティックバイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

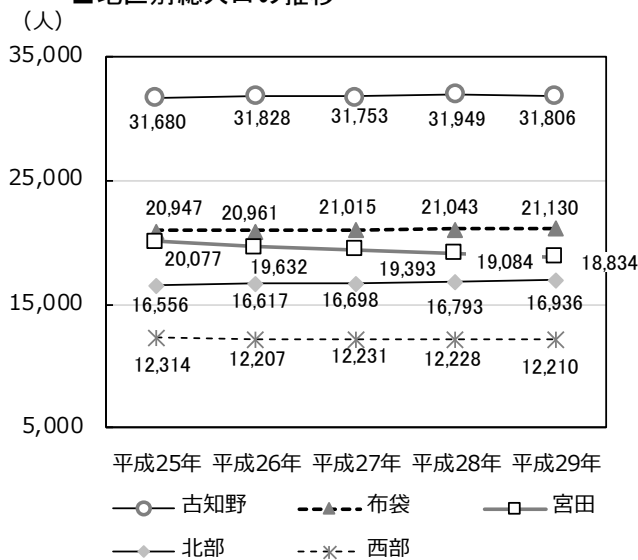
(8) 地区の状況

①地区別人口の状況

各地区の人口等の状況は以下のとおりです。

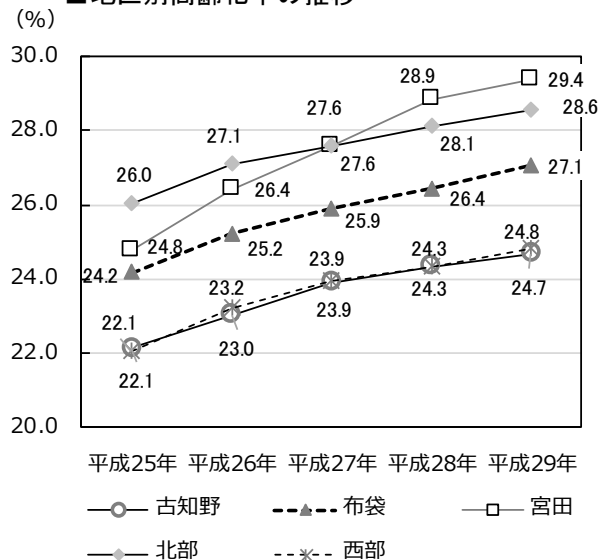
中学校区	特 徴
古知野	市内で最も人口が多い地区です。人口は微増で推移しています。他地区に比べて高齢化率は低く、高齢者のみ世帯も少なくなっています。居住年数が5年未満の人の割合が他地区に比べて高く、転入者が多い比較的若い年齢構成の地区であることが特徴となっています。
布袋	人口は他地区のなかで2番目に高く、微増で推移しています。高齢化率は3番目に高いものの、年少人口割合も高く、平成28年までは他地区のなかで唯一減少していません。比較的高齢人口と年少人口のバランスが取れている地区です。
宮田	人口減少率が最も高く、年少人口の減少・高齢化の上昇が顕著な地区です。高齢化の上昇にあわせて高齢者のみ世帯の割合も高くなっており、見守り・声かけが必要な世帯が増えています。
北部	宮田中学校区に次いで高齢化率が高い地区です。居住年数が20年以上の人も多く、今後高齢化が加速することも推測されます。
西部	市内で最も人口が少ない地区です。現時点で高齢化率は低いものの、年少人口の減少が顕著であり、長期的にみて高齢化率の上昇が見込まれます。

■地区別総人口の推移



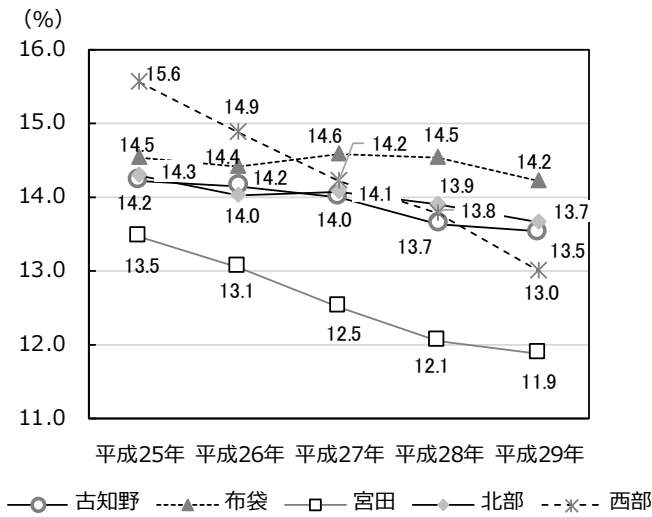
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■地区別高齢化率の推移



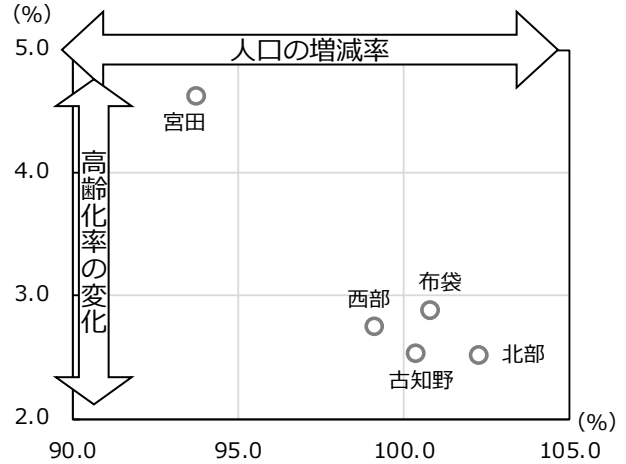
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■地区別年少人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口増減と高齢化率の変化の関係

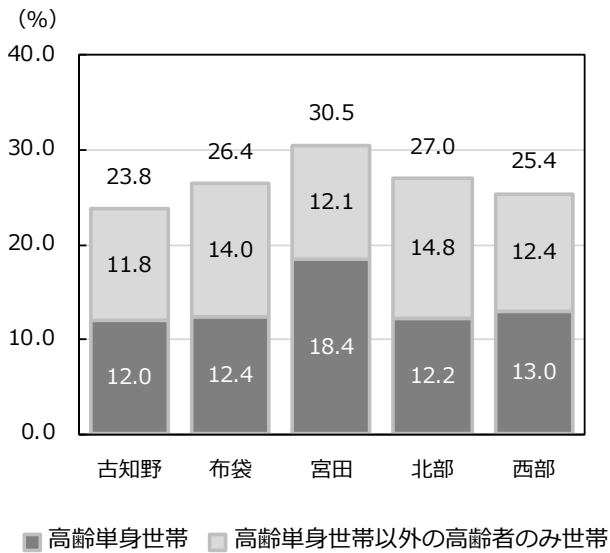


資料：住民基本台帳（4月1日現在）

人口増減と高齢化率の変化の関係

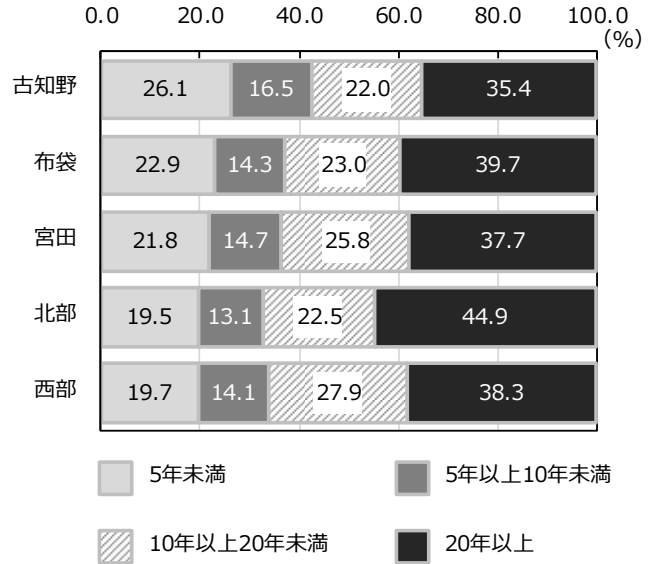
平成29年の総人口を平成25年の総人口で除したものを「人口増減率」とし、また、平成29年の高齢化率と平成25年の高齢化率の差を「高齢化率の変化」としたものの相関について、地区ごとに示している。

■地区別高齢者のみ世帯割合の状況(平成29年)



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■地区別居住年数(平成29年)



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

②地域資源の状況

各地域範囲における地域資源は次のとおりです。

■重層的な地域範囲ごとの地域資源

隣近所 区・町内会	小学校区 10 校区	中学校区 5 校区	日常生活圏域 3 圏域	市全域	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 約 130 地区 ・民生委員・ 児童委員※ 145 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館：3 か所 (地区公民館除く) ・学習等供用施設：15 か所 ・子育て支援センター※：3 か所 ・相談支援事業所（障害）： 6 か所 		<ul style="list-style-type: none"> ・支所：3 か所 ・地域包括支援センター ※（高齢）： 3 か所 ・生活支援コ ーディネーター※（高 齢）：3 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・社会福祉協 議会 ・自立相談（生 活困窮）：1 か所 ・基幹相談支援 センター※ （障害）：2 か所 ・保健センター 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 社会福祉法人 6 法人、NPO※、ボランティア </div>					

※ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

※ 子育て支援センター

子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

※ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された。

※ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

※ NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

■ふれあい・いきいきサロン※の設置状況

中学校区	サロン箇所数	中学校区	サロン箇所数
古知野	3か所 ・ほのぼのサロン ・ふれあいサロンなごやか ・生き・いき・サロン前野	布袋	6か所 ・菜の花サロン ・力長サロン ・安良健康サロン ・サロンいまいちば ・北山サロン ・そもと貯筋の会
宮田	5か所 ・3R宮田サロン ・ふれあいサロン藤ヶ丘 ・サロンふじの会 ・ジョイフルサロン ・サロン・前飛保	北部	5か所 ・ひまわりサロン ・新開・ふれあいサロン ・サロン「あじさいの会」 ・小脇生きいきクラブ ・なか般若サロン
西部	3か所 ・さわやかサロン ・ふじの郷サロン ・上奈良気ままサロン		

2 アンケート等からみる市民や活動主体者の意識

(1) アンケート調査結果概要

本計画の策定に際し、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。主な概要は以下のとおりです。

●市民意識調査

市内在住の18歳以上の市民2,000人を対象に、福祉に関する考え、地域活動への参加状況などの実態をお聞きしました（回収率49.2%）。

●活動主体者調査

地域で活動している民生委員・児童委員や区長・町総代281人を対象に、活動の状況や課題等をお聞きしました（回収率71.5%）。

表記について

アンケート結果概要における数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。

「N」は人数を表示しています。

比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。

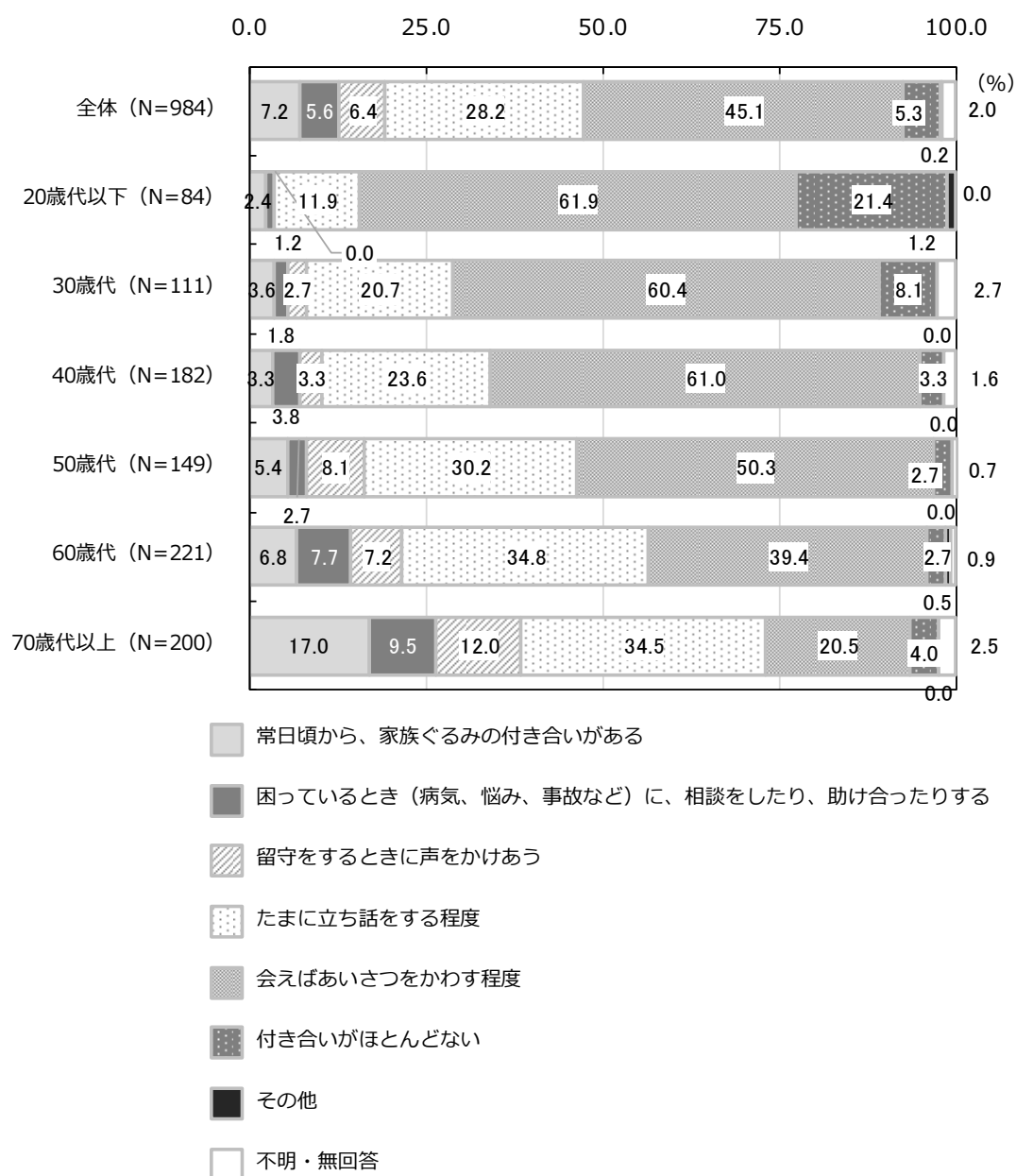
※ ふれあい・いきいきサロン

小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に外へ出て仲間づくりを行ったり、活動等を行うことでいきいきと暮らせるための場のこと。

①近所付き合いの状況

近所付き合いの状況は、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれて、「常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする」といった、密な関係を築いている人が多くなる傾向にあります。一方で、20歳代以下の世代では「付き合いがほとんどない」が2割強となっています。

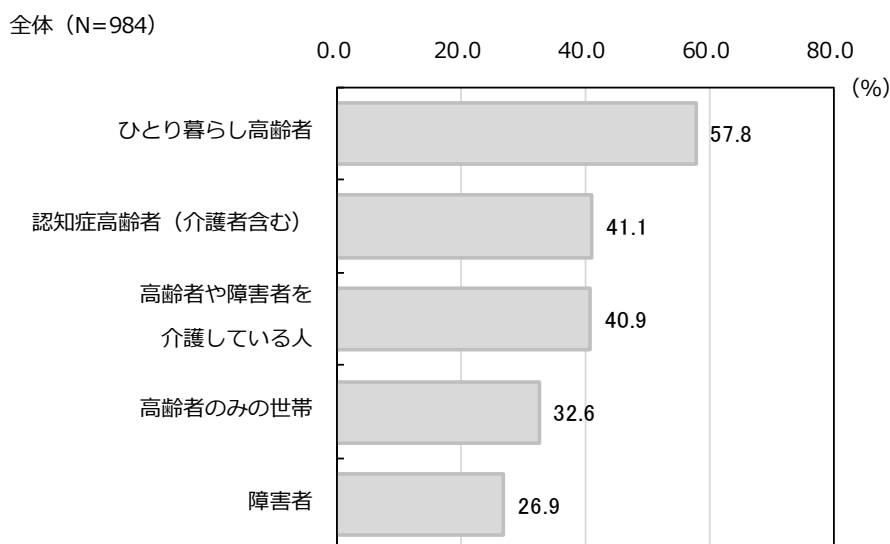
■近所付き合いの状況(市民意識調査 単数回答)



②支援が必要だと思う対象

特に支援が必要だと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」「認知症高齢者（介護者含む）」が高くなっています。

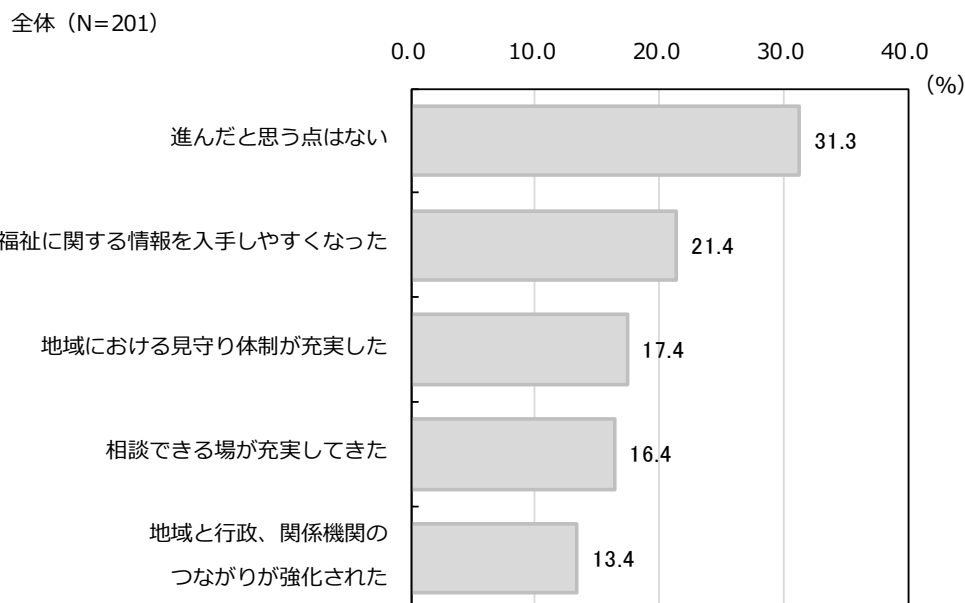
■特に支援が必要だと思う対象(市民意識調査 複数回答・上位5位)



③地域福祉が推進されたと思う点

地域福祉が推進されたと思う点について、情報の入手や見守り体制の充実といった点で一定の成果はみられるものの、「進んだと思う点はない」が最も高くなっています。

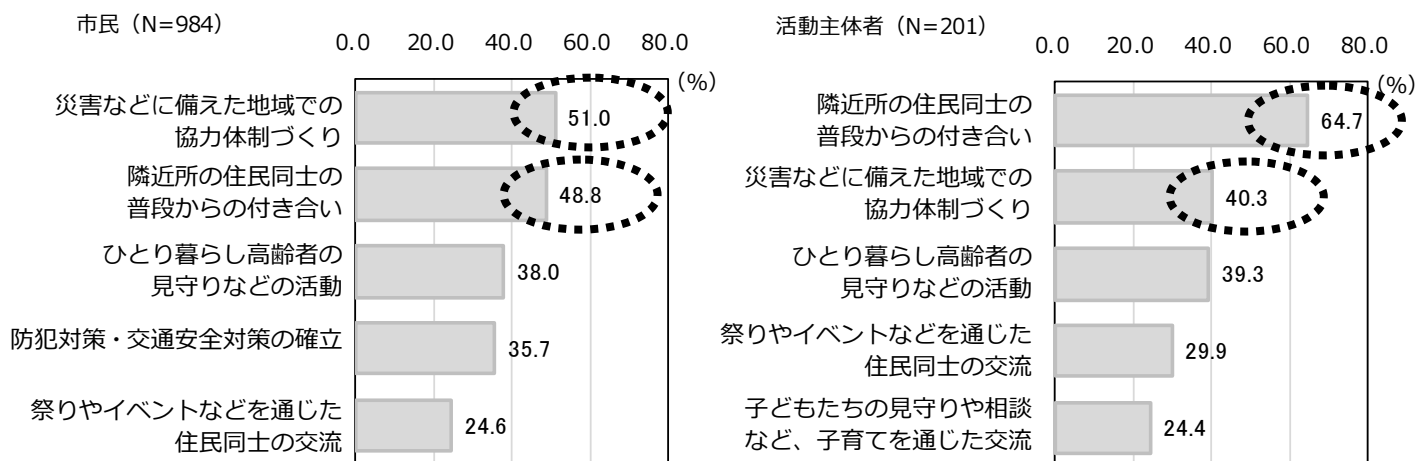
■日頃活動している地域のなかで地域福祉が推進されたと思う点(活動主体者調査 複数回答・上位5位)



④今後力を入れていくべきこと

助け合い、支え合いのまちづくりのために今後力を入れていくべきだと思うことについて、市民・活動主体者ともに「災害などに備えた地域での協力体制づくり」「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が高くなっています。

■助け合い、支え合いのまちづくりのために、今後力を入れていくべきだと思うこと (市民意識調査、活動主体者調査 複数回答上位5位)



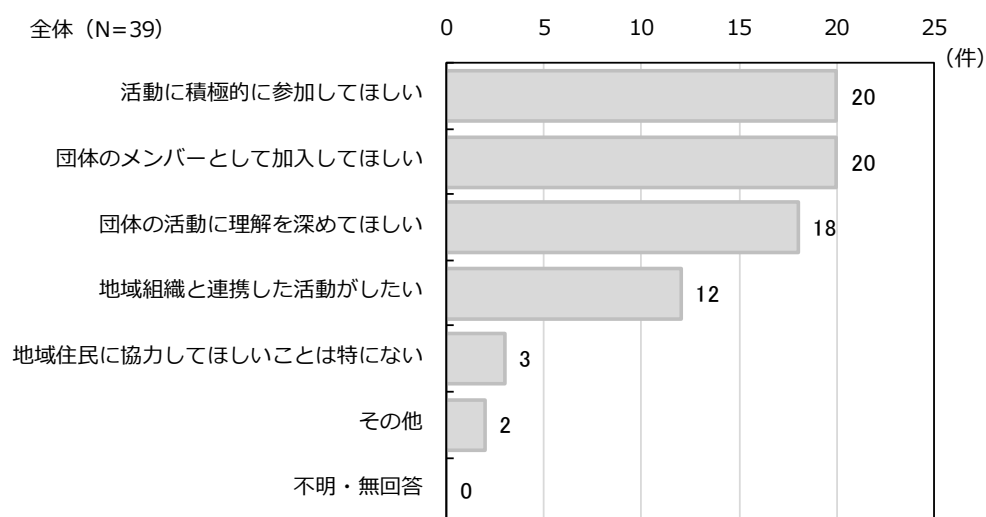
(2) NPO・ボランティア団体へのヒアリング調査 結果概要

本計画の策定に際し、本市における地域福祉を取り巻く現状や課題、団体活動の今後の方向性などを把握し、施策立案の検討材料とするため、地域福祉に関するNPO・ボランティア団体を対象に調査を実施しました。

①団体活動を進めるうえで、地域住民に協力してほしいこと

「活動に積極的に参加してほしい」「団体メンバーとして加入してほしい」が20件と最も多く、次いで「団体の活動に理解を深めてほしい」が18件となっています。

■地域住民に協力してほしいこと(複数回答)



②支援が必要な対象

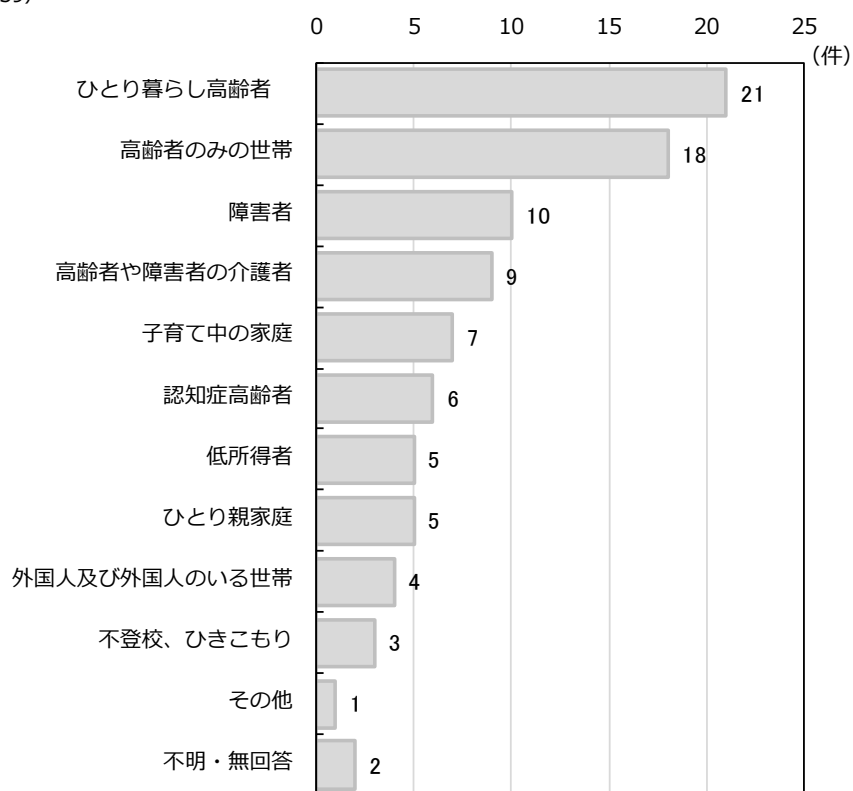
特に支援が必要だと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」が21件と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が18件となっています。

高齢者については主に外出支援について多く意見があがっています。閉じこもり防止のための活動への参加の呼びかけ、移動手段の充実が求められています。

いじめから精神障害につながっている方、外国人世帯で情報がうまく受け取れず生活困難になっている方など、複合的な課題を抱える家庭についての意見も多くなっており、関係機関が連携しながら対応していくことが必要となっています。

■特に支援が必要だと思う対象(複数回答)

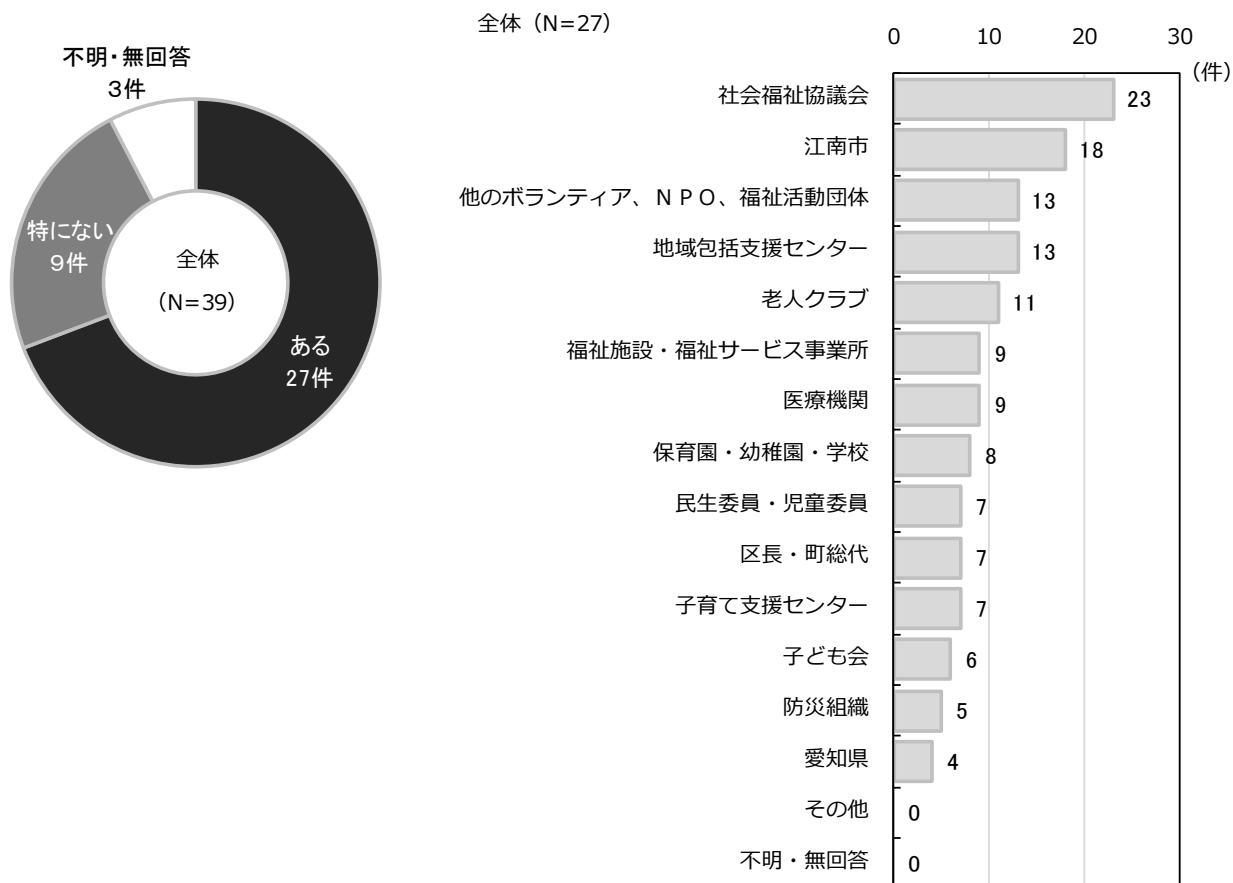
全体 (N=39)



③他団体との連携

連携を取りたい組織・団体が「ある」と回答した団体は27件となっています。連携を取りたい組織・団体としては「社会福祉協議会」「江南市」「地域包括支援センター」といった公的機関が多いものの、「他のボランティア、NPO、福祉活動団体」も多く回答されています。

■連携を取りたい組織・団体の有無(単数回答) ■連携を取りたい組織・団体(複数回答)



3

地域福祉懇談会からみる江南市の現状

(1) 地域福祉懇談会の概要

中学校区ごとの課題や困りごと、その解決策を地域住民・活動主体者に話し合っただき、今後の小地域福祉活動の基盤づくりを進めるためのきっかけとしていくために、地域福祉懇談会を実施しました。

	開催日時	実施校区	参加人数
第1回	平成29年 1月22日(日) 10:00~12:30	全体	西部 : 11人 古知野 : 24人 宮田 : 28人 布袋 : 20人 北部 : 28人
第2回	平成29年 1月31日(火) 19:00~21:00	西部中学校区	20人
	平成29年 2月2日(木) 19:00~21:00	古知野中学校区	21人
	平成29年 2月7日(火) 19:00~21:00	宮田中学校区	32人
	平成29年 2月9日(木) 19:00~21:00	布袋中学校区	19人
	平成29年 2月14日(火) 19:00~21:00	北部中学校区	30人

(2) 主な意見

中学校区ごとの結果は、「第6章 各地区の方向性」で提示しています。

いずれの中学校区においても共通して出された市全体における地域福祉に関する課題について、以下のとおりまとめました。

①地域福祉活動の担い手の不足

各地域で活発に行われているサロン活動等の強みはあるものの、参加者の固定化や担い手の不足が課題となっています。その背景にあるものとして、新旧住民の交流の少なさによる「地域のつながりの限定化」や、地域福祉情報に関する情報発信の不足といった課題が指摘されています。

また、活動する意欲のある人は多いものの、そういった人を活動につなげていくための仕組みがないことも課題となっています。

②高齢者のみ世帯の増加

いずれの中中学校区でも、高齢者のみの世帯の増加が課題としてあげられました。特に、住んでいる地域によって公共交通機関の便に差があり、外出ができずに閉じこもりがちになる人も多くなっています。

また、生活面・安全面でフォローが必要な高齢者のみの世帯ですが、個人情報関係や、地域住民のつながりの希薄化などにより適切な情報が得られず、支援ができていないといった課題もあげられています。

③集いの場、交流の場の不足

高齢者の集いの場や、子どもの親同士の交流の場が少なく、地域のなかでの孤立化が懸念される、といった意見が多くあげられました。支援が必要な人が増えているものの、交流機会が少なく、つながりが持てないなかで、近隣の状況把握が難しくなっているという課題があがっています。

また、高齢者の集いの場としてサロン活動等は実施されていますが、実施状況に地域差があることも課題となっています。

4

地域福祉を取り巻く主要課題

主要課題

1

人口減少により「担い手」は減っているが、福祉ニーズは増加・多様化している。

本市の人口は今後減少していくことが予想されています。人口全体が減っていくなか、地域福祉活動の担い手の固定化・新規参加者の少なさなどから、地域福祉を支える担い手はさらに減少していくことが懸念されます。

その一方で、高齢者のみの世帯や認知症高齢者、障害のある人、特別な支援が必要な子どもなど、支援ニーズは増加・多様化しています。

公的サービスの拡充のみでは対応しきれない多様なニーズについて、新たな担い手を確保しながら対応していく必要があります。

主要課題

2

地域の「交流」や「つながり」が少なく、相互扶助機能が低下している。

アンケート結果によると、密な近所付き合いをしている人の割合は少なく、地域福祉懇談会の意見においても交流の場の少なさから、見守り・支え合い体制の構築に課題があることが指摘されています。

アンケート結果では支え合いのまちづくりのために今後力を入れていくべきだということについて、市民・活動主体者ともに「地域での協力体制づくり」「住民同士の普段からの付き合い」が多くあげられています。普段からの見守り体制の構築や、災害など有事の際の対応力の強化といった点から、地域のつながりを深め、相互扶助機能を高めていく必要があります。

主要課題

3

地域福祉を進めていくための活動基盤が整備されていない。

地区によっては、集いの場づくりや見守り体制など、独自の取り組みが行われている地区もあるものの、「小地域福祉活動」の範囲が明確でなく、市全体をみたときに、まとまった組織で体系的な取り組みが行われていないという現状があります。

アンケート結果では、地域福祉推進の成果が見えづらいという結果も出ており、地域福祉推進の基盤を整備しながら、計画的・戦略的に取り組みを進めていく必要があります。

